

件名:	開庁時間変更の実証事業の実施について
担当課:	総務部 職員課 人事研修担当 (電話:083-934-2727)

市民サービスの質の向上と職員の働き方改革の推進の取組の一環として開庁時間変更の実証事業を実施いたします。

1 実施内容

(1) 期間

令和8年12月1日から令和9年9月30日まで

(2) 開庁時間(窓口受付時間)

現行:8時30分～17時15分 変更後:9時00分～16時30分

※年度末など繁忙期については、状況に応じて柔軟に対応します。

(3) 対象施設

本庁舎(山口総合支所)、各総合支所、各保健センター、料金センターを除く上下水道局、こども家庭センター

※地域交流センターや分館については行政窓口のみが対象となります。

※上下水道局内と小郡総合支所の上下水道料金センターは、これまで通りの時間で開庁します。

※文化・体育施設、図書館、保育園・幼稚園等一部施設は対象外です。

(4) その他

職員の勤務時間は従来どおりとし、電話による対応や地域交流センターにおける地域コミュニティ関連業務、施設利用受付、学校開放利用受付についても8時30分から17時15分まで行います。災害時・緊急時の対応については、これまでどおり開庁時間に関わらず職員が対応します。

2 市民サービスへの影響と対応

(1) 平日の来庁が難しい方への対応

・本庁舎と小郡総合支所において木曜日19時までの時間外窓口を継続します。

・マイナンバーカード日曜窓口を継続します。

(2) 来庁しなくても受けられる行政サービスの充実

・オンライン申請の拡充

・コンビニ交付サービスの活用促進

3 今後の対応

市民の皆様への影響に十分配慮する観点から、約5か月間の周知期間を確保し、市ウェブサイト、市報、市公式LINE、各種SNS、庁舎内掲示など、多様な媒体を通じて周知を図ります。

試行実施後は利用状況や市民の皆様の声を踏まえ、必要な見直しを行いながら令和9年10月からの本格実施を目指します。